

# 官報

号外

昭和二十九年四月十六日

## 第十九回 参議院會議錄第三十五号

昭和二十九年四月十六日(金曜日)午前十一時二十一分開議

議事日程 第三十五号

昭和二十九年四月十六日

午前十時開議

第一 清掃法案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第二 あへん法案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第三 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第四 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求むるの件(衆議院送付)  
(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 重政 庸徳君

農林委員 白波瀬米吉君

決算委員 田中 啓一君

議院運営委員 松浦 清一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 長谷山行毅君

農林委員 白波瀬米吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 白波瀬米吉君

昭和二十九年四月十六日 参議院會議錄第三十五号

農林委員 重政 庸徳君  
決算委員 長谷山行毅君  
議院運営委員 戸叶 武君  
同日 田中 啓一君

同日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 石井 桂君(石井桂君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第一号) 予算委員会に付託

交付税及び護手税配付金特別会計法案

財政法等の一部を改正する法律案

国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油資源振興促進臨時措置法案

通商産業委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案

案が送付された。よつて議長は即日これを経済安定委員会に付託した。

離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外五十二名提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求むるの件議決報告書

同日議長から内閣総理大臣宛、本院は議員加藤武徳君の逮捕について許諾を与えることを議決した旨通知した。

同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は、本院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

肥料取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、本院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

外国人登録法の一部を改正する法律案

同日本院は、電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に新開八洲太郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院は電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は日本電信電話公社経営委員会委員に新開八洲太郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院は電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院は電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院は電波監理審議会委員に諸井貫一君及び横山英太郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は日本電信電話公社経営委員会委員に新開八洲太郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、両議院は日本電信電話公社経営委員会委員に新開八洲太郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

肥料取締法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。徳川頼貞君から、病氣のため会期中請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 江田君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認められます。よつて、これより発言を許します。

江田三郎君。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。当面の肥料問題について若干の質問をいたしたいと思います。

丁度、昨今春肥需要の最盛期になつておりますが、肥料のうち一番重要なのは硫酸であります。一昨年及び昨年は、硫酸のダンピングがやましまし問題になりましたが、日本の農民は、今日もなお国際価格よりも高い硫酸を買わされているのであります。政府は二十七年の八月以来、この硫酸価格を適正にするために安定帯価格を設けるように指導しておられますが、私どもの疑問といたしますことは、一体何を基礎にしてこの指導を行なつておられるかという点であります。いやしくも政府と消費者とに、おの／＼勝手なことを言わせて、やぐざの喧嘩を仲裁するようになり、いい加減なところで手を打つというのではなからうと思つてあります。指導という以上は、確たる根拠がなければならぬのであります。その根拠は一体何であるかということをお伺いしたいのであります。

安定帯価格の措置がとられるようになりましては、ダンピング問題が起つてからであります。ダンピングであるか否かということは、生産費がはつきりしないといけません。ダンピング

グにならんように、而も国内価格の安定のために適切な措置をするという以上は、生産費は幾らかというものが何よりも大切な前提条件であることは、誰が考えてもわかりきつたことであります。安定価格の指導に当る経済審議院、農林省並びに通産省は、生産費を基礎としてやつておるのか、或いは又何の根拠もなしにその日暮しで事に当つておるのかをお尋ねしたいのであります。

政府としては、統制禁止以後は法律に基く調査権限がないから生産費はわからんと答へられるかも知れません。併し法律上の権限がなくとも調べる方法は幾らでもあります。通産省にも農林省にも、或いは経済審議院にも、それぞれ肥料の専門家がたゞさんおられるのであります。この人々が揃ひも揃つてでく坊というわけではないと思つてであります。殊に通産省としましては、硫酸工場に対する開発銀行の融資を推薦するに当りまして、工場が添付しておるところの生産費計算に目を通しておるはずであります。この工場の設備はどうか、能力はどうか、生産費は幾らか、何ほどの合理化資金をつぎ込んだならば、生産費は幾ら下るかということがわからないで、盲滅法に処理しておるのではないと思つてであります。生産費がわからんということは、今更言へんはずであります。この点をお答へ願ひたいと思つてあります。

現に、三月十六日の本院農林委員会において、通産省の楠手説明員は河野謙三君の質問で、河野君の「そうしますと、各社別の原価計算を一応通産省としては持つておる。併しそれを公表する自由を持たない。こういうわけですね、そうですか。」という質問に對しまして、「さうです。」と答へておる。

と答へておるのであります。そこで、この政府の調査による生産費が果して幾らであるのか、又この生産費から見て現在の安定価格が果して妥当であるかどうかを、通産、農林両大臣にお答へを頂きたいのであります。

で、現在安定価格は一かます八百五十三円でありまして、私どもは、これは高過ぎると思つておる。硫酸の輸出は出血だ、こう言われておるのに、どのメーカーも株主配当は二割五分乃至一割五分行なつておるのではありません。この点から見まして、国内価格が高過ぎるというところは言えるのであります。ところが最近の米穀相場は安定価格を下廻つておる。メーカから全購進に對しまして、一かます十円のリベートを出すような状態になつておる。この点から見ますと、安定価格があるがために、もつと値下りするものを逆に食止めておるんじゃないかと考えられるのであります。昨年の凶作以来、農家経済は急速に悪化して参りました。政府の肥料政策は、資本の利潤を守ることに偏り、農民を忘れたものといふ見受けが、農家を苦しめておる。現在、政府は臨時硫酸需給安定法案を提出して、私どもは農林委員会で、この審査を行なつておるのであります。この経過を見まして、政府の反農民的態度が指摘できるのであります。この法案の提案説明によりまして、通産、農林両大臣の他の経済事情を考慮して適正な販売価格を公定するということになつておる。ところが私どもには政府の考へておる生産費がたゞきりには政府の考へておる生産費の曉、どのような価格が公定されるかというところは見極めがつかない。そこで私どもは、生産費の資料提出を求めたのであります。資料があるということ、先ほども私が申し上げました農林委員会の議事録ではつきりいたしてあります。而も政府は、これを出し渋るのであります。遂に農林委員会にいたしましては、成規の手続によつて議長を通じて、政府に資料提出の要求をいたしましたところ、四月六日、農林大臣、通産大臣の名を以て、これに拒否の回答を寄附しておる。私はこの点について、緒方副総理にお尋ねいたしますが、国会法第四十四条には、「各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならぬ。」となつておる。硫酸の生産費は、法案審議上誰が考へても必要な資料であり、委員会の答弁によると、政府が便宜調査した資料はある。参議院農林委員会は、議長を通じて成規にこの資料提出を求めた。これは明らかに国会法第四十四条の違反であります。(拍手)河大臣のこの回答によりまして、各議院の資料を参考として、平均的原価を推定概算することは可能であつて、これを事務上の参考としておる。併しながら、この原価についても通商産業省の見解を公表することは、これを差控えない所存である。というのであります。これによりまして明らかに資料の存在を認めながら、その提出を拒否しておるのであります。尤も回答の最後に、「ついでには、懇談会等適当な機会において、事務局より上記平均的原価試算について簡明と御説明すること」といふ附加であります。或いは副総理は、この附加を以て国会を法違反ではないと抗弁をされるかも知れませんが、それは成り立ちません。

なぜならば、要求は、当院の農林委員会が委員長名を以て議長を通じて行なつたところの国会法によるハラスとしての成規のものであります。懇談会は、何ら成規な機関ではないのであります。参議院の要求を拒否したことは間違ひはございません。或いは政府は、生産費の公表は輸出等に障礙を來たすと逃げられるかも知れませんが、需給安定法成立の曉には、生産費は公開されなくてはなりません。従つてこれは理由になりません。又如何なる理由がありまして、国会法第四十四条は拒否できる例外を認めていないのであります。この点、旧国会法とは違つておるのであります。この国会法違反について、政府は如何なる責任をとられるのか、明確に答へて頂きたい。私も議員は、調査のための十分な機關を持つていないのであります。政府が議員の資料要求を拒否されることは、立法院の審議權を奪ひ去るものと言わなければならぬのであります。(拍手)事は、農林委員会の問題ではなくして、立法院と行政府との本質的な問題であります。かかる国会法第四十四条違反は未だ前例のないことであります。重大な慣例がここで初めて作られるのでありますから、政府の答へはあいまいであることを許しませぬ。なぜ政府は生産費の公表を拒否するのか。生産費を公表すれば、現在の不当に高い安定価格と安定法成立後の販売価格を引下げざるを得ません。農民は喜びますが、肥料資本家は不当利潤を吐き出さなければならぬのであります。資本家の不当利潤を守るために汚職をもあてする政府は、同じく資本家の利潤のためには、国会法をも無視して憚らんのかということをお答へをお願いしたいのであります。(拍手)

「(國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手) 〇國務大臣(緒方竹虎君) 三月三十一日の参議院議長から内閣へ御要求があつたのに對しましてお答へ申したことを繰返すようになつたかも知れませんが、硫酸の生産の所管をいたしてあります通産省におきましては、平均原価を推算することは可能でありまして、事務上の必要上その資料を持つておりますけれども、各社の生産原価をつていないのであります。従ひまして、御要求ではありませんが、やはりこれを提出し得ない事情を御了承願ひはかれないのであります。

国会法の第四十四条は、成るほど今御指摘の通りであります。これに對しましては、その間の政府の平均原価に對する資料その他につきまして、秘密会等であれば申上げることができると思ひます。が、(秘密にする必要があるか)はつきりすればいいじやないかと(呼ぶ者あり)これを資料として提出することは差控えない。それを御了承願ひます。

「(國務大臣保利茂君登壇、拍手) 〇國務大臣(保利茂君) 政府といたしましては、江田さんが言われますように、生産のコストを調査する権限が今日ございません。二十七年の秋におきまして硫酸の価格が著しく暴騰いたしました。農家経済に与える影響等を考慮いたしまして、できるだけこの肥料の価格を安定して、農家の経営を安固ならしめなければならぬという考えで、安定価格という指導政策をとつたわけでありまして、併しながら、どういふコストによつてこの硫酸ができ上つていのかという確實な資料を政府は持たないわけでありまして、従つてその安定価格の基準としましては、一応はやはりこの市価を基準として、而も生産の今後の見通し、内需

の動向及び農家経済に与える影響等を考慮いたしまして、九百円を基準として上下三十円の幅を持たせる安定帯価格を設定いたして、その中において取引が行われたことは御承知の通りであります。

お話のように、昨年二月におきましては、これを四十四円引下げて、八百六十円を中心として今日まで来ておりますが、この春肥の状態は、昨年と比べますれば、同じ安定帯価格ではございませうけれども、昨年の春肥の状態と比較いたしますれば、今日全購連と各メーカーと協定取引いたしております価格は、約四十円から四十五円を引下げて八百二十、三十円のところ取引を行なつておるわけでございまして、併しこれが果してそのお話のように、不当に高い価格になつておるかどうかということは、政府といたしましては、生産コストを調査するところの権限を持つておりませんから、それは私は高いことも安いことも断定的にこれを申し上げることはできないわけであります。併しながら、肥料は何と申しまして、農家に与りましては最大の生産資材でございまして、これが不当な納得せられる値段で農家に供給せられるという必要を認めまして、そのために昨年以來臨時就安帯給定法の御審議を煩わして、そして政府が権限を持つて生産費を調査し、生産者の最高販売価格を設定して、そしてこの肥料の適正な価格を設定いたしたい。こういう考えでやつておるわけでございまして、

【国務大臣(愛知揆一君) 答へいたします。】  
就安の生産原価につきましては、通産省におきまして、生産の数量、現在量、価格等、或いは一応現状を前提といまして、各種の資料を参考として

平均的原価を推算することは可能でございまして、これを事務上の参考資料として持ち合せております。従いまして、この分につきましては、懇談会、委員会等におきまして、然るべく審議と御説明をこの上ともいたしたいと存じております。

それから各社別、或いは特に工場別等の具体的な原価の資料は、政府といたしまして、公式に調査したものを持ち合せていないのでございまして、従いまして、これを提出するに由なしというわけでございまして、この点を御了承願ひたいと思ひます。

【江田三郎君 再質問。】  
御意見を求めます。

【江田三郎君 答へます。】  
江田三郎君、私は、日本の農林大臣が肥料のことについてまるで知らないといふことについて、今更のようないふてしまつたのであります。(拍手)  
一体、現在の安定帯価格が九百円前後三十円といふものをいつきめたのですか。そんな値段はどこにありましたか。安定帯価格の値段を知らないような者が農林大臣であるから、我々はこういう質問をしなければならぬのであります。然るに、その取引価格は幾らかと言へば、今の農林大臣の説明によると、八百二十円から三十円だ。若しあなたの説明の通りであれば、九百円できめたものが、実際には八百二十円、八百三十円、取引されておることになるのであります。きめた値段と百円からの違いが出るのであります。そういうふうなでたらめなものがある安定帯価格と云ふのであります。それを以て、あなたは農林大臣の責を尽していると言へるのであります。余りにも人を馬鹿にしてゐると思ふのであります。

更に私は、副総理並びに通産大臣にお尋ねいたしますが、通産大臣は、この各社別の資料がない、併しながら平均的な数字はある、これは懇談会、委員会等で説明する、こうお答えになりました。委員会が説明するというならば話はわかりません。これは成規の機関であります。併しながら懇談会というものは、これは議院の成規の機関ではないのであります。成規な要求に対する答えに、これに、文書に書いてあるのは懇談会で説明するということだけなんです。若しこの答えをあなたが今に至つて修正されるならば、それで筋は通りますが、若し修正され、この懇談会というのを、そうではなしに委員会と言ふのならば、それならばそれでよろしいが、一旦出したこの公文書の処置は一体どうするのかといふことなんです。今の答へと、この公文書は違ひであります。この公文書に関する限りは、はつきりと、どう抗弁されたところで百四の違反であり、百四の違反でないと言ふのならば、その由を説明して頂きたい。副総理にも、して頂きたい。その説明がでないのならば、この出した書類の処置はどうするのだというのをもう一遍はつきりとお答え願ひたい。副総理と両方お願いいたします。

【国務大臣(保田清君) 答へます。】  
お叱りを受けましたけれども、先ほど申し上げましたように、第一回に安定帯価格を設定いたしましたのは昭和二十七年の十月であります。一俟、その際は最低を八百七十円、最高九百三十円の安定帯価格であります。先ほど申し上げましたように、その後の肥料の事情に鑑みまして昨年の二月以降は、最低値八百二十五円、最高値八百九十五円を以て安定帯価格といたしてゐるわけでございまして、今日の取引は、この安定帯価格の中において取引が行われてゐる、こう申してゐるわけであります。

【国務大臣(愛知揆一君) 答へます。】  
重ねてお答え申し上げますが、私はこの回答と私の先ほどの答へとは食い違つておらないつもりであります。私の答へ申し上げましたことは、この回答につきましての解釈を申し上げたわけでございまして、それからその次に、遺憾ながら、公式に持ち合せておきません調査は提出することが不可能でございまして、単に書類等によつて御答へ申し上げますよりも、場合によりましては懇談会等におきまして、我々の考へておりますることを率直に御説明いたしたほうが適當と思ひましたので、先ほどのような、答へのような扱いをしたいと思ふのであります。

【江田三郎君 再質問。】  
御意見を求めます。

【江田三郎君 答へます。】  
農林大臣の答へは、自分で議事録を読まれたら、自分の矛盾に気がつくと思ひますから私は申しません、時間がありませんから。副総理と通産大臣にも一遍念を押します

【国務大臣(愛知揆一君) 答へます。】  
この回答の文書でございまして、この中に「原価については通産省の見解を公表すること」とは、これを差控えた所存である。こういう一項がございまして、これは御承知の通りであります。で、これらの

点につきまして、私は委員会において、例えば秘密会というふうな恰好で御説明を申し上げることにいたしたい。このことは、先ほど申しましたようにこの文書の私の解釈でありまして、矛盾することはございませんし、従つて国会法に違反するとは考えません。(拍手)

○堂森芳夫君 私はこの際、第十次造船計画に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○阿貝根登君 私は、只今の堂森君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 堂森君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。堂森芳夫君。

〔堂森芳夫君登壇、拍手〕

○堂森芳夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、第十次計画造船促進に関する緊急質問をいたさんとするものであります。

我が国の経済自立のためには、海運造船の拡大強化が是非とも必要であることは申すまでもないところであります。昭和二十九年度の貿易の見通しにおきまして、約九千万ドルくらいの輸入超過が予想されるのでありまして、これを克服するためにも、どうしてもこの際、海運造船の飛躍的な拡充強化を図らねばならぬと思うのであります。

私が国の造船の稼働可能な船舶総トン数は六十五万トンと言われておりますが、これだけの設備を持ちながら、政府の両院における答弁を見ておきますと、今年度の第十次造船の建造量は約十七万総トン、輸出船舶の予想約十萬総トン、更に保安庁の船舶その他

を合せましても五萬総トンであります。から、合計三十二萬総トン程度が大規模として昭和二十九年に受託を予想されておるのであります。然るに政府は、リベートからむ未曽有の造船需要のために、未だに第十次造船計画に具体策を持ち合せていないのであります。このことは、日本経済自立、更に造船所、これに関連する下請工場等に働きまゝ労働者にとりましては死活問題でありまして、大きな社会問題となるのであります。

今や白目の下に暴露されつつあります造船事業は、その深さと拡がりにおきましては、まさに近代戦艦史上稀に見る大事件であります。この事件は、国家資金を食いものにしようとするところの保守政治勢力と資本家階級の結託を如実に示すものであります。昨日の朝日新聞によりまして、検査当局は、造船船三つの線、ワイロ性の強いものに検査集中、浮代議士の名数十一と報じておるのであります。この姿は、あたかも甘きに集う蟻のごとくでありまして、国民の血税を吸う吸血鬼とも称すべきものであります。今や疑獄は国民の視座の焦点となり、盛り上がる情熱となつておるのであります。この醜態は、即ち吉田内閣が五年間の失政を集約的に表現したものであります。まして、まさに歴史的意味を持つものであります。吉田首相は、芦田内閣が疑獄事件で倒れたあとを受けまして組織せられまして、その結果を日本だけでなく、世界に向つて公表し、そうして日本の不名誉を救うのだと言つておられました。然るに、このたびの疑獄事件では、徹底的に究明して日本の不名誉を救うつもりだと言つておられませんか。いづれ、司直の手に渡つておるのであるから、その結果が判明するのを待つて善処するのだと言つておられます。吉田首相が芦田内閣のあとにおいて政権を担当されたときには、司直の手で結果がはつきりするのを待たないで、歴史上稀に見る不祥事だとか、日本の不名誉だと断定しておるのであります。昭電事件は、未だに裁判の進行中であります。結果ははつきりしておりません。そうしますと、吉田首相が当時不祥事とか不名誉だと言われましたことは、恐らく政治上の道義から判断せられたものと思つておられます。そうしますと、吉田首相の言葉は、前後論理が一貫しておりません。内閣を造るたびに道義の高揚を一枚看板のように掲げて来られました吉田首相は、今日の造船その他の疑獄の政治責任を感じられないのであります。吉田首相は欠席しておられますので、緒方副総理にお尋ねいたします。

自由党は一昨日、保守新党に関する声明書を発表いたしました。伝へ聞くところによりまして、緒方副総理の筆になるものだと言われております。一体あの声明書を読まして、国民は何と感したであらうか。今更のごとく、少数党内閣であるから国会の運営が明瞭でないとか、時局の要請が、政局の安定と人心の一新を求めておるとか、内外の情勢が強大な政治力を必要としているとか、述べられておりますが、これは畢竟するに進展する汚職におのいて、その責任をとらうとせず、保守政権を維持せんとするにあることは明らかであります。毫も汚職の責任などには触れられていないのであります。民主主義政治とは責任政治であります。又輿論政治であります。自由党の幹事長の佐藤氏も、一昨日造船疑獄に関連して召喚されたと言われております。与党の幹事長と言へば、政

府にとつても表裏一体の極めて重要なポストであります。与党の幹事長が、造船疑獄にからまる大きな疑いを受けるということは極めて重大であります。このような事態でも内閣は責任をとらうとしないのか。御所見のほどを承りたいのであります。

造船事業の発展は、自由党の幹事長の取調に及んで、いよいよその本筋に入つたかの感を抱かせるものであります。このままに來る間に、大憲法相は、与党の圧力によつて法務大臣という立場から、いろ／＼と検査当局に對して捜査の中心を加えることを要求しておるといふ噂がありますが、若しこれが事実とするならば、断じて許されないところであります。事実、議員の逮捕許可要求の国会提出が、閣議決定が遅れておるといふ理由で延しておつた事実もあるものであります。かかろ小手先の手段に對し、検査当局が憤慨し、検査局長が、その促進方を要望するといふ事態があつたのであります。我々はむしろあらゆる困難を排除して、この汚れ切つた内情にメスを入れて、この検査当局に對して、法相は激励を与え、更にその進展に尽力するのが法相としての立場に忠実なるゆゑであると考え、法相の所見は如何でありますか。

本年度の予算は、保守三派によつて修正通過いたしました。三派の共同修正は九十億円の歳出増を図り、財源の一部として、開銀の投融資の中から十五億円を捻出することになつておりますが、造船に對する融資百八十五億円を更に圧縮して、造船融資にのみそのしわ寄せをするのではないかと言われております。この点に對しまして、大蔵大臣、運輸大臣にお尋ねしたいのであります。

市中銀行におきましては、造船疑獄の進展と相俟つて、造船融資に對する協力は難色を示しておるのであります。協力が得られない場合、政府はどのような措置を考へておられるのであります。又政府は市銀の三割協同融資を努力して参つたやうであります。現在如何になつておるのであります。市中銀行が融資に難色を示しておる主要な理由は、海運業並びに造船業の再編成を希望しておると考へるのであります。外航船の国有化、或いは造船業に對する単独事業法

府にとつても表裏一体の極めて重要なポストであります。与党の幹事長が、造船疑獄にからまる大きな疑いを受けるということは極めて重大であります。このような事態でも内閣は責任をとらうとしないのか。御所見のほどを承りたいのであります。

造船事業の発展は、自由党の幹事長の取調に及んで、いよいよその本筋に入つたかの感を抱かせるものであります。このままに來る間に、大憲法相は、与党の圧力によつて法務大臣という立場から、いろ／＼と検査当局に對して捜査の中心を加えることを要求しておるといふ噂がありますが、若しこれが事実とするならば、断じて許されないところであります。事実、議員の逮捕許可要求の国会提出が、閣議決定が遅れておるといふ理由で延しておつた事実もあるものであります。かかろ小手先の手段に對し、検査当局が憤慨し、検査局長が、その促進方を要望するといふ事態があつたのであります。我々はむしろあらゆる困難を排除して、この汚れ切つた内情にメスを入れて、この検査当局に對して、法相は激励を与え、更にその進展に尽力するのが法相としての立場に忠実なるゆゑであると考え、法相の所見は如何でありますか。

造船事業の発展は、自由党の幹事長の取調に及んで、いよいよその本筋に入つたかの感を抱かせるものであります。このままに來る間に、大憲法相は、与党の圧力によつて法務大臣という立場から、いろ／＼と検査当局に對して捜査の中心を加えることを要求しておるといふ噂がありますが、若しこれが事実とするならば、断じて許されないところであります。事実、議員の逮捕許可要求の国会提出が、閣議決定が遅れておるといふ理由で延しておつた事実もあるものであります。かかろ小手先の手段に對し、検査当局が憤慨し、検査局長が、その促進方を要望するといふ事態があつたのであります。我々はむしろあらゆる困難を排除して、この汚れ切つた内情にメスを入れて、この検査当局に對して、法相は激励を与え、更にその進展に尽力するのが法相としての立場に忠実なるゆゑであると考え、法相の所見は如何でありますか。

造船事業の発展は、自由党の幹事長の取調に及んで、いよいよその本筋に入つたかの感を抱かせるものであります。このままに來る間に、大憲法相は、与党の圧力によつて法務大臣という立場から、いろ／＼と検査当局に對して捜査の中心を加えることを要求しておるといふ噂がありますが、若しこれが事実とするならば、断じて許されないところであります。事実、議員の逮捕許可要求の国会提出が、閣議決定が遅れておるといふ理由で延しておつた事実もあるものであります。かかろ小手先の手段に對し、検査当局が憤慨し、検査局長が、その促進方を要望するといふ事態があつたのであります。我々はむしろあらゆる困難を排除して、この汚れ切つた内情にメスを入れて、この検査当局に對して、法相は激励を与え、更にその進展に尽力するのが法相としての立場に忠実なるゆゑであると考え、法相の所見は如何でありますか。

造船事業の発展は、自由党の幹事長の取調に及んで、いよいよその本筋に入つたかの感を抱かせるものであります。このままに來る間に、大憲法相は、与党の圧力によつて法務大臣という立場から、いろ／＼と検査当局に對して捜査の中心を加えることを要求しておるといふ噂がありますが、若しこれが事実とするならば、断じて許されないところであります。事実、議員の逮捕許可要求の国会提出が、閣議決定が遅れておるといふ理由で延しておつた事実もあるものであります。かかろ小手先の手段に對し、検査当局が憤慨し、検査局長が、その促進方を要望するといふ事態があつたのであります。我々はむしろあらゆる困難を排除して、この汚れ切つた内情にメスを入れて、この検査当局に對して、法相は激励を与え、更にその進展に尽力するのが法相としての立場に忠実なるゆゑであると考え、法相の所見は如何でありますか。

の設定など各種の方針を以て再編する  
意思がありや否やをお伺いしたいので  
あります。

一昨年並びに昨年の我が国におきま  
して建造いたしました総トン数を見ま  
するならば、二十七年度は六十四万  
トンであります。二十八年度は四十万  
トンでございます。来年度は更に減  
少して三十二万トンと予想されるの  
であります。非常な激減でございます  
。而も目下建造中の船舶が、四月、五月  
には完成いたしました。我が国が持つ  
ておりますところの常用の大型船台  
数五十七のうち、五月には、実に四十  
が空となるのであります。このこと  
は、我が国の経済自立のためにも重  
大なる問題であり、又多くの失業者を街頭  
に放り出すのであります。今仮に第十  
次造船十七万トンが着工されまとい  
たしましても、又輸出船の十萬トン、  
保安庁の船五萬トンなどを着工いたす  
といたしましても、全国の造船所に二万  
人の失業者が発生し、更に造船関連工  
業を含めると、およそ七万五千人の失  
業者が出ることになるのであります。造船  
並びに関連産業を平均した扶養家族を  
二・五人と仮定しますならば、およ  
そ二十万の家族を含めた人間が街頭に  
迷うことになるのであります。更に、  
造船所が中心となつて立つておるま  
る都市は、財政的にも大きな影響を受  
けるのであります。第十次造船計画  
の推進は、一日も放置することができ  
ないのであります。政府は五月中旬に、  
第十次造船を着工する自信ありや否や  
を明確に答弁願いたいのであります。  
大量の失業者の繰出が予想される事態  
に對しまして、労働大臣は如何に對処  
されるか。又貴下は國務大臣として、  
第十次造船の促進について如何に努力  
しておられますか。併せて御答弁を  
願いたいのであります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(緒方竹虎君) 答へたい  
します。

保守合同に關します自由党の声明  
書は御覽を頂いたように感じます  
が、これは政府が昨年の選挙後、比較  
多数を以て、而も国会の指名にあずか  
りまして第五次吉田内閣を組織いたし  
て以来の願望でありまして、ただその  
間に、居ながらいゆる同業の諸勢力  
の合流を求めるといふことは、これは  
やり方として適切でない。そういう考  
えを持ちました結果、百尺竿頭一步を  
進めまして、先ずおのれを空しくして  
一層謙虚な態度を以て、できれば各保  
守勢力が従来の行きがかりを棄てて、  
解體をして、その幹部も、民主的な公  
選によつてやるといふことによりまし  
て、今、時局の要請であります政局  
の安定に貢獻することができやしない  
か。そういう意味から党の態度を決  
し、あの声明書を出したいたしました次  
第でありまして、これと現在の汚職問  
題とは全然關係はございません。如何  
なる事態の下にも、今日の政局を安定  
する上におきまして、是非やらねばな  
らないことであると考へております。  
なお、現在の汚職問題、造船汚職に  
關しまして、いろいろ御意見がありま  
したが、自由党の佐藤幹事長が造船と  
政治献金問題について騰取されたこと  
は事実であります。併しながら、この  
いわゆる汚職事件の全貌というものは、  
まだ明瞭になつていないのであり  
まして、政府といたしましては、檢察  
の手によりまして、どこまでも公正  
に、且つ徹底的に、この機会に政界の  
もや／＼を究明することを切願してお  
る次第であります。その全貌が明か  
になりました上におきまして政府は善  
処するつもりでありますことは、た  
びたび本議場におきましても總理大臣

から申上げた通りであります。ただ、  
現在といたしましては、軽々な言動を  
いたしたるよりも、政府となしまして  
は、緊急なる諸施策を推進して行きま  
すことが、政府としても一番大きな  
責任である、かように考へておる次  
第でございます。(拍手)

〔國務大臣犬養健君登壇、拍手〕

○國務大臣(犬養健君) 答へを申上  
げます。

お尋ねの件は、政府は、与党の圧迫  
によつて檢察當局に手心を加えてお  
るような噂があるが、果してそうであ  
るかといふような御趣旨であつたと思  
います。しば／＼申上げたように、  
私も、少しも政治的の圧迫を檢察當  
局に加えておりません。國民の注目を  
しておりますか事件に對して、嚴  
正公平でなくては議會政治に対する信  
用の問題でありますので、深くこの点  
は心にためまして、厳正中正に行なつ  
ておる次第でございます。さう御承  
知をお願いしたいと思います。

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、  
拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 答へ  
たいします。

この造船融資が適正に使われること  
につきましては、誠にお話の点御同感  
でございます。従ひまして私どもと  
しては、船会社に對しましては運輸省  
の審査を通じまして又それ／＼の金  
融機関、開銀その他に對しましては、  
大蔵省として十分これを監督いたしま  
して、誤りなきを期したいと存じてお  
ります。

それからこの三党協定の、いわゆる  
三党修正の結果として十五億の開  
銀に對する融資が減つたのでござい  
ますが、この融資の減つたのは、どう  
いう、何についてこれを減するかとい  
ふことにつきましては、只今開銀の資

金状況等も勘案して、いろいろ相談を  
いたしております。まだ検討中でご  
ざいます。これが全額、現在の十次造  
船から減るものとは私どもは考へてお  
りませんが、十次造船につきましても  
若干減ることは避けがたいと存じてお  
るのであります。

なお、市中銀行についてのこともご  
ざいました。船会社の営業が不振にな  
つておりますのは御承知の通りであ  
ります。又差入れます担保が不足等  
の關係もありまして、造船融資に多少  
躊躇しておることはお話の通りであ  
りますが、併しながら國策的見地から、  
その協力を求めまして、漸次市中銀行  
の理解を求めて、これは一つの大きな  
社会問題であり、國策的見地から勿  
論必要でありますので、是非とも第  
十次造船は、予期のごとくにこれを遂  
行いたしたいと努力いたしておる次第  
でございます。(拍手)

〔國務大臣石井光次郎君登壇、拍  
手〕

○國務大臣(石井光次郎君) 答へ  
たいします。

造船量が年々減つて、この数年減つ  
て参りまして、本年度は何だかんだ  
入れました三十二万トンぐらい、能力  
の半分ぐらいになるというところは誠に  
お話の通りでございます。これがこ  
のままやられましても相当船台は空く  
わけでございます。私も一方には  
海外からの注文によりまして造船輸出と  
いふこともできるだけやることによつ  
て、日本の造船能力を維持して行きた  
いと、こう感じておりますが、いず  
れにいたしましても、戦前から持つて  
おります能力をそのまま今後も維持  
して行くといふことは、これはなかなか  
か私は困難なことであらうと思つたので  
ございます。これはいろいろな点から  
見まして、鋼材が非常に安くなると

か、いろいろなこと船の値段が下り  
ますならば、外国からの注文も来るの  
でございます。今いろいろの点か  
ら見まして、決してよきより安くない  
状態でありまして、それらの点も考  
へまして、何とかこの計画造船以外に  
外国への輸出というようなことも考  
へて、造船力を維持したいと思つたので  
ございます。

さて、日本のほうの側だけ考へまし  
て、二十九年度は約十七万トン見当  
といふことを申しておるのでござい  
ますが、これは船の性質によりまして  
多少の増減が出て来ると思つたので  
ございますが、これを成るべく早くやら  
なければ困る。六月からは船台が殆んど  
空いてしまつておることも、十分承知  
いたしておるのでございます。これに  
ついて本年、二十九年度は二十八  
年と同じようなつもりで、多少担保力等  
は減りますが、市中銀行は、二十九  
年度までは私は貸してくれるのだとい  
うことを考へておる。というのは、昨  
年の暮頃に金融業者から申出があり  
まして、それは担保力を我々のはうにも  
う少し増すようなことをしてもらいた  
い。といふことは、開銀のほうに手  
短しく担保を取られるから、少し緩めて  
もらいたいという意味であつたと思  
つたのであります。それから三割を、もう  
少し減らせるものならば二割ぐらいに  
でも減らしてもらいたいというよう  
なことであります。これは希望であ  
りまして、だん／＼様子を聞きます  
と、二十九年度は市中、三割を、やつ  
てももらえたら私も思つておつたの  
であります。ところがさつきからお話  
がありましたように、造船減額というよ  
うなものも片一方に起つて、今年の造  
船になりますと、問題が非常に例年と  
違つた形になりましたのは、金融業者も  
造船所も、それから船主も、皆一体と

なつてこの造船をやるといふことに向つておりましたのが、この造船所と従業員以外に非常な力が、方向が、動く力が弱くなり、金融業者はそれに加うるに又二十九年度の財政の緊縮、又金融の引締という問題等のために、資金そのもので銀行が困つて参りました。それでどうもなか／＼出せないといふような声を盛んに出しておられるのでありますが、併し若しこれを出してやらなうと、どんな方法かで、政府だけの資金でやるといふにしても、昨年よりも減りました造船量に更に減つて来ることになりまして、何とかして私は、これはさつき大蔵大臣が申しましたように市中の協力を得るような方法をいろいろ／＼今相談中でございますが、これによりまして造船量を確保して、今までのような方向によつて確保して行きたいと思つております。

それで肝心のお尋ねの五月に着手できるかという問題でございます。先頃から銀行業者、造船業者、それから船主、それ／＼一緒になつて打合せをし、政府も又経済関係の間で打合せをいろいろ／＼いたしまして、この十次造船にかかるといふすべからずいかんといふことで、又いろいろ／＼と実施に行くまでの相談をいたしている次第であります。まだ結論というところに至りませんが、併し私も六月に非常に困る状態になるというのを十分承知しておりますから、できるだけ急いで、できるだけそれに調子を合わせるような形で造船の注文が出るように、あらゆる努力をいたすつもりでございます。

(拍手)  
〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕  
○国務大臣(小坂善太郎君) 造船部門におきます労働者は約十万人でございまして、計画造船に關係ある労働者

は約七万人でございしますが、現在までのところ、賃金の不払も退職の問題も起きておりません。併しながら、只今お話のような問題は、非常に焦眉の急にあるものと考えますので、何とかして十次造船の計画を進捗せしむるという事は、非常に大きな命題でございますので、私もこの線に沿ひまして、関係閣僚との間にできるだけこれを円満に進捗せしむるよう協力いたしております次第でございます。万が一不幸にいたしました失業者の生じまう場合には、これが転職の事を職安機構をして図るなり、或いは失業保険なり、又万が一不幸な場合には、失業対策法等の適用も考慮せざるを得ぬ場合もあるかも知れません。何といたしまして十次造船計画を推進する、これが非常に大きなことと思ひまして、その点で努力いたしたいと思つております。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、清掃法案  
日程第二、あへん法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上、両案を一括して、議題とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長上條愛二君。

審査報告書  
清掃法案  
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十三日  
厚生委員長 上條 愛二  
参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名  
谷口三郎 大谷 登瀛  
廣瀬 久忠 西岡 ハル  
有馬 英二 堂森 芳夫  
安部キミ子 藤原 道子  
横山 フク 高野 一夫  
湯山 勇

第二項第一項中「市町村」を「市町村(特別区の存する区域にあつては、都)に改める。  
第六項第一項中「市町村」を「市町村(特別区の存する区域にあつては、都。以下同じ)」に改める。  
第七項中「市町村長は、」を「市町村長(特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ)」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 前項の命令に不服のある者は、当該命令を受けた後十日以内に、市町村長に対し、異議の申立をすることが出来る。  
3 前項の異議の申立があつたときは、市町村長は、関係者の意見をきいて、当該異議に対する決定をし、これを異議の申立をした者へ通知しなければならない。  
第八条に次の一項を加える。  
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。  
第二十三條 第七條第二項(第八條第二項及び第十條第二項の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ)に規定する期間を経過した後(第七條第二項の規定による異議の申立があつた場合においては、その異議に対する決定があつた後)において、第七條(第十條第二項の規定により準用される場合を含む)又は第八條の規定による命令に違反した

者は、三万円以下の罰金に処する。  
要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法案は、清掃事業の能率的な運営によつて生活環境を清潔に保持し、つて公衆衛生の向上に資するため、特別清掃地域及び季節的清掃地域を設定し、汚物を衛生的に処理し、清掃施設を整備し、並びに必要な指導及び助成の措置を講じようとするものであつて、おむね妥當な措置であるが、委員会は別紙の通り修正を加え、附帯決議を附した。  
二、事件の利害得失  
本法の施行によつて公衆衛生の向上を期し得る利益がある。  
三、費用  
本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議  
清掃事業の徹底を期するため、清掃施設の整備に対しては、昭和二十九年年度以降地方起債の増額を認むる等、資金融通の途を拡大するとともに、国庫補助の増額措置を講ずることを要する。  
清掃法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十九年三月十二日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長河井彌八郎  
(小字及び一は衆議院修正)

第一条 この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることに資し、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。  
(国及び地方公共団体の責務)  
第二条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営につとめなければならない。  
2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果されるように必要な技術的及び財政的援助を与えることにつとめなければならない。  
(定義)  
第三条 この法律で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚い、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体をいう。  
(特別清掃地域)  
第四条 特別区及び市の区域を特別清掃地域とする。但し、政令で定める基準に従ひ都道府県知事が指定する区域を除く。  
2 都道府県知事は、政令で定める基準に従ひ、町村の区域の全部又は一部を指定して、特別清掃地域とすることが出来る。  
(清潔の保持)  
第五条 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ)は、その土地又は建物内の汚物を掃除して清潔を保つとともに、便所及び汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

(汚物の処分)

第六条 市町村は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて

集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならぬ。その収集及び処分は、政令で定める基準に従ひ、衛生的に行われなければならない。

2 市町村は、前項の計画を定めるにあつては、特別清掃地域の全部にわたつて、土地又は建物の占有者によつて集められた汚物により環境衛生上の支障が生じないやうに、これを収集することができ

るやうにしなければならない。

3 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法によつて容易に衛生的な処分をすることができない汚物は、なるべく自ら処分するやうにとめるとともに、自ら処分しない汚物についても、食物の残廃物その他のごみを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分に協力するやうにとめなければならない。

(多量の汚物の処理)  
第七条 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において業務上の他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、又は処分すべきことを命ずることができる。

(特殊の汚物の処理)  
第七條 市町村長は、特別清掃地域内の工場、事業場等で、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定す

る場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができる。

(公共の清掃施設の設置)  
第八條 市町村は、特別清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

(季節的清掃地域)  
第九條 市町村長は、季節的観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場その他季節的に多数人が集まる特別清掃地域以外の場所について、環境衛生上必要があると認めるときは、期間及び区域を指定して、季節的清掃地域を定めることができる。

2 季節的清掃地域については、第五條及び前条の規定を準用する。

(汚物の投棄禁止)  
第十條 何人も、みだりに左に掲げる行為をしてはならない。

一 特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの地域の地先海面(海岸から〇〇メートル以内に限る。)において汚物を捨てること。

二 下水道(終末処理場のある下水道を除く。)又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に〇〇又は

〇〇ふん尿を捨てること。但し、終末処理場のあつた下水道にふん尿を捨てるとはこの限りでない。

三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

(ふん尿の使用法の制限)  
第十一條 特別清掃地域又は季節的

厚生省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

2 特別清掃地域又は季節的清掃地域において農業を営む者がふん尿を肥料として使用する場合には、市町村長は、その者が前項の基準に適合した方法によりふん尿を肥料として使用するに必要となるやうに、必要な施設を設けその措置を講ずるやうにとめなければならない。

(し尿浄化せう及びし尿消化せう)  
第十二條 し尿浄化せうを設けようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)に届け出なければならない。

但し、当該し尿浄化せうに關し、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合は、この限りでない。

2 し尿浄化せう及びし尿消化せうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に対し、当該施設を修理改造するまでこれを使用することを禁止し、又は当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査)  
第十三條 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、必要があると認めるときは、当該吏員をして、し尿浄化せう又はし尿消化せうのある土地又は建物に

立ち入り、その施設の維持管理に關し必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(汚物取扱業)  
第十四條 特別清掃地域内において

は、その地域の市町村長の許可を受けなければ、汚物の収集〇〇を業として行つてはならない。

2 前項の許可には、期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができ、

3 〇〇汚物の収集につき、第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七條の規定により条例で定める手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

4 〇〇汚物の収集、運搬又は処分を業として行つた者は、特別清掃地域内においては、政令で定める基準に従ひ、衛生的に汚物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

その許可を取り消し、又は期間を定めて、その業務を行うことを禁止することができる。

16 市町村長は、特別清掃地域内において汚物の運搬又は処分を業として行つた者が、その業務に關して第十條の規定に違反し、又は第四項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお繼續してこれらの違反行為を行つたときは、その者に対し、期間を定めて、その業務を行うことを禁止することができる。

17 市町村長は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(大掃除の実施)  
第十五條 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、毎年一回以上、市町村長が定める計画に従ひ、大掃除を実施しなければならない。

2 市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあつては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるやうにしなければならない。

3 市町村の当該吏員は、大掃除の実施につき、実地に環境衛生上必要な指導をすることができ、

(環境衛生指導員)  
第十六條 第十三條第一項に規定する当該吏員の職権及び清掃に關する指導の職務を行わせるため、都



第五章 管理(第三十六条—第四十一条)  
第六章 監督(第四十二条—第四十五条)  
第七章 雜則(第四十六条—第五十条)  
第八章 罰則(第五十一条—第六十二条)  
附則

第一章 總則

第一条 (目的) この法律は、医療及び學術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

(国の独占權)

第二条 あへんの輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者からの一手買取並びに麻薬製造業者及び麻薬研究施設の設置者への売渡の權能は、國に專屬する。

(定義)

第三条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 けし パパデル・ソムニフ・エルム・エル、パバデル・セテ・イゲルム・デーシー及びその他のけし属の植物であつて、厚生大臣が指定するものをいう。

二 あへん けしの液じゅうが凝固したもの及びこれに加工を施したもの(医薬品として加工を施したものを除く)をいう。

三 けしがら けしの麻薬を抽出することが出来る部分(種子を除く)をいう。

四 けし栽培者 けし耕作者、甲

種研究栽培者及び乙種研究栽培者をいう。

五 けし耕作者 採取したあへんを國に納付する目的で、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

六 甲種研究栽培者 あへんの採取を伴う學術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

七 乙種研究栽培者 あへんの採取を伴わない學術研究のため、第十二条第二項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

八 麻薬製造業者 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬製造業者をいう。

九 麻薬研究者 麻薬取締法に規定する麻薬研究者をいう。

十 麻薬研究施設 麻薬取締法に規定する麻薬研究施設をいう。

第二章 禁止

(けしの栽培の禁止)

第四条 けし栽培者でなければ、けしを栽培してはならない。

(あへんの採取の禁止)

第五条 けし耕作者又は甲種研究栽培者でなければ、あへんを採取してはならない。

(輸入及び輸出の禁止)

第六条 何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、國の委託を受けた者は、この限りでない。

何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、けしがらを入力し、又は輸出してはならない。

(譲渡及び譲受の禁止)

第七条 何人も、國以外の者にあへんを譲り渡し、又は國以外の者からあへんを譲り受けてはならない。

麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがら譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者にけしがら譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者からけしがら譲り受けてはならない。

(所持の禁止)

第八条 けし耕作者、甲種研究栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、あへんを所持してはならない。

けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十条の規定により厚生大臣が定めるその年の納付期限をこえて所持してはならない。

麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者は、國から売渡を受けたあへん以外のあへんを所持してはならない。

けし栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがら所持してはならない。

(吸食の禁止)

第九条 何人も、あへん又はけしがらを吸食してはならない。

(廃棄の禁止)

第十条 何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、あへんを廃棄してはならない。

第三章 栽培

(栽培区域及び栽培面積)

第十一条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がけしを栽培することが出来る区域及び面積を定めて、公告する。

(栽培の許可)

第十二条 採取したあへんを國に納付する目的で、又はあへんの採取を伴う學術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積並びにあへんの乾さう、場及び保管場を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。

あへんの採取を伴わない學術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。

前二項の許可を申請するには、栽培地の都道府県知事を經由して、申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見を附して、これを厚生大臣に進達するものとする。

(欠格事由)

第十三条 左の各号の一に該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへん中毒者

(許可の制限)

第十四条 左の各号の一に該当する者には、第十二条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第四十二条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 この法律、麻薬取締法若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四十四号)に違反する罪又は刑法(明治四十年法律第四

十五号)第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三 けしの栽培上又は取締上不適當と認める場所に栽培しようとする者

四 學術研究のため栽培しようとする場合を除き、申請に係る栽培面積が著しく狭い者

五 けし栽培者として必要な經營的又は技術的能力を有しないと認められる者

六 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前条各号の一又は第一号若しくは第二号に該当する者があるもの

(栽培許可証)

第十五条 厚生大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。

栽培許可証には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 けし栽培者の氏名又は名称

二 けし栽培者の住所

三 栽培地

四 栽培面積

五 その他厚生省令で定める事項

けし耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾さう、場及び保管場を記載しなければならない。

栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(許可の有効期間)

第十六条 第十二条第一項又は第二項の許可の有効期間は、許可の日

から一年以内の九月三十日までとする。

(栽培地以外における栽培等の禁止)

第十七条 けし栽培者は、許可を受けた栽培地以外の場所では、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。

2 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんの乾草場以外の場所であへんの乾草場、又は許可を受けたあへんの保管場以外の場所であへんを保管してはならない。

(許可の変更)

第十八条 けし栽培者は、厚生大臣に対し、栽培地、栽培面積又はあへんの乾草場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。但し、都道府県の区域をこえてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。

2 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十四条第三号から第五号までの規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。

3 第一項の申請をするには、申請書に栽培許可証を添附しなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち当該変更に係る部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。

(事故の防止)

第十九条 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを国に納付するまで、かぎをかけた堅固な設備内に収めてこれを保管しなければならない。但し、乾草場中、かぎをかけた設備内に保管することができる。

2 前項に定めるもののほか、けし栽培者が、あへん又はけしがらについて、滅失、盗難、紛失その他の事故を防止するためにとるべき措置については、厚生省令で定める。

(事故の届出)

第二十条 けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その数量、その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(けしがらの譲渡及び廃棄)

第二十一条 けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者又は他のけし栽培者にけしがらを譲り渡し、又はこれらの者からけしがらを譲り受けたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

2 けし栽培者は、けしがらを廃棄しようとするときは、あらかじめ廃棄の日時、場所及び方法を都道府県知事に届け出なければならない。

3 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには、前項の規定によつて届け出た方法によらなければならない。但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(変更の届出)

第二十二条 けし栽培者は、第十五

条第二項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更が生じたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、届出書に届出の事由を証する書面及び栽培許可証を添附しなければならない。

3 第十八条第四項の規定は、第一項の届出があつた場合に準用する。

(再交付)

第二十三条 けし栽培者は、栽培許可証を遺失し、又は亡失したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣に栽培許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に、その事由を記載し、且つ、栽培許可証を遺失した場合にあつては、その栽培許可証をこれに添附しなければならない。

3 けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に、その事由を記載し、且つ、栽培許可証を遺失した場合にあつては、その栽培許可証をこれに添附しなければならない。

3 けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。

(許可の失効の届出)

第二十四条 けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

に栽培許可証を添附しなければならない。

(廃止の届出)

第二十五条 けし栽培者は、けしの栽培又は研究を廃止したときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をしたときは、第十二条第一項又は第二項の許可は、その効力を失う。

(けし耕作者の栽培義務)

第二十六条 けし耕作者は、正当な理由がなければ、けしの栽培を廃止し、又は栽培面積を縮小してはならない。

(許可証の返納)

第二十七条 けし栽培者は、その許可が効力を失つたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣に栽培許可証を返納しなければならない。

(許可が失効した場合等の措置)

第二十八条 けし栽培者は、第二十五条第二項の規定によりその許可が効力を失ひ、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、現に所有するあへん及びけしがらの数量を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条第一項の規定を適用しない。

3 第一項の届出があつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内にそのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

に限り、その譲渡については、第七条第二項の規定を適用せず、また、その者のけしがらの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

(収納)

第二十九条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。

(納付期限)

第三十条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて、公告する。

(収納価格)

第三十一条 国に納付されるあへんの収納価格は、厚生大臣が大蔵大臣と協議してけし栽培者の生産事情、あへんの輸入価格及びその他の経済事情を考慮して定める。

2 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納価格を公告する。

(収納代金)

第三十二条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。

2 収納代金の額は、収納の年の前年に前条第二項の規定により厚生大臣が公告した収納価格による。

3 第一項の鑑定の方法は、厚生省令で定める。

4 国は、あへんを収納したときは、第一項の鑑定の結果が判明する前に、政令の定めるところにより、収納代金の一部を支払うことができる。

#### (災害補償)

第三十三條 国は、けし耕作者の栽培したけしが、発芽後あへん採取前に風害、水害、雨害、震害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の額が、政令の定めるところにより算定するその者の平年度収納代金の額の十分の七に達しないときは、その平年度収納代金の額の十分の七とその年度の収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。

#### (売買)

第三十四條 国は、その所有するあへんを、麻薬製造業者又は麻薬研究施設設置者に売り渡すものとする。

#### (売渡価格)

第三十五條 あへんの売渡価格は、政令で定める。

2 売渡価格を定めるに当つては、あへんの輸入、収納、保管及び事務取扱に要する費用並びに第三十三條に規定する災害補償に要する費用の額等を考慮しなければならない。

#### 第五章 管理

第三十六條 麻薬製造業者又は麻薬

研究者は、その所有し、又は管理するあへんを、かぎをかけた堅固な設備内に収めて保管しなければならない。

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するけしがらを、かぎをかけた設備内に収めて保管しなければならない。

#### (事故の届出)

第三十七條 第二十条の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究者が所有し、又は管理するあへん又はけしがらにつき事故が生じた場合に準用する。

#### (けしがらの廃棄)

第三十八條 第二十一条第二項及び第三項の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究施設設置者がけしがらを廃棄する場合に準用する。

#### (帳簿)

第三十九條 麻薬製造業者は、麻薬取締法第三十七條第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したあへんの数量及びその年月日
  - 二 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したけしがらの数量及びその年月日
  - 三 けしがらの輸入、輸出、譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所
  - 四 第三十七條において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量
- 2 麻薬研究者は、麻薬取締法第四十条第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れたあへん又はけしがらの数量及びその年月日

二 研究のために使用したあへん又はけしがらの数量及びその年月日

三 第三十七條において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量

#### (届出)

第四十条 麻薬製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

二 その期間中に麻薬の製造のためにあへんを使用したときは、その使用したあへんの数量

三 その期間中にけしがらを使用し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は麻薬の製造のためにけしがらを使用したときは、その譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は使用したけしがらの数量並びにその譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

四 期末にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

2 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日にあへん又はけしがらを管理していたとき

は、その管理していたあへん又はけしがらの数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に属したあへん若しくはけしがらがあるとき、又は同期間内に研究のためにあへん若しくはけしがらを使用したときは、その新たに管理に属し、又は使用したあへん又はけしがらの数量

#### (免許が失効した場合等の措置)

第四十一条 麻薬製造業者又は麻薬研究施設設置者は、麻薬製造業者の免許が効力を失ひ、又は麻薬研究施設が麻薬研究施設でなくなつたとき(麻薬製造業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬製造業者となつたときを除く。)は、十五日以内に、麻薬製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬研究施設設置者にあつては都道府県知事に、現に所有するあへん又はけしがらの数量を届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、その届出事由が生じた日から起算して五十日間、第八條第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内に、そのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設設置者に譲り渡す場合に限る、その譲渡については、第七條第二項の規定を適用せず、

また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八條第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5 前各項の規定は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

#### 第六章 監督

第四十二条 厚生大臣は、けし栽培者が第十三條第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、けし栽培者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく命令若しくは厚生大臣の処分違反したとき、又は第十四條第二号若しくは第六号に該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

#### (聴聞)

第四十三条 厚生大臣は、前條の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該けし栽培者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該けし栽培者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 職関においては、当該けし栽培者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣は、当該けし栽培者又はその代理人が正当の理由がなくして出頭しないときは、職関を行わないで前条の規定による処分を行うことができる。

(報告の徴収等)

第四十四条 厚生大臣は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾そう、若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の製造所若しくは研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2 都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾そう、若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

3 前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事はけし栽培者について、第四十二条の処分をするに必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならぬ。

(麻薬取締官及び麻薬取締員のあへん等の譲受)

第四十五条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、あへん又はけしがらに関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からもあへん又はけしがらを譲り受けることができる。

3 前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事はけし栽培者について、第四十二条の処分をするに必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならぬ。

(麻薬取締官及び麻薬取締員のあへん等の譲受)

第四十五条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、あへん又はけしがらに関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からもあへん又はけしがらを譲り受けることができる。

第七章 雑則

第四十六条 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手教料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者  
申請書一通につき五百円

二 けし栽培の許可の変更を申請する者  
申請書一通につき三百円

三 栽培許可証の再交付を申請する者  
栽培許可証一通につき百円

(交付金)

第四十七条 国は、政令の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(国庫に帰属したあへん等の処分)

第四十八条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属したあへん又はけしがら(この法律の規定により収納したあへんを除く。)について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)

第四十九条 けし栽培者が同時に麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合又は麻薬製造業者が同時に麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中あへん又はけしがらの譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

(実施命令)

第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行にについて必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第五十一条 第四条、第五条、第六条、第七条、第八条第一項、第六條、第九條若しくは第五項又は第九條の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 営利の目的で前条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 常習として第五十一条

の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前三条の罪に係るあへん又はけしがらで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。但し、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

第五十五条 第八条第三項又は第十條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 第五十二條、第五十三條、第五十四條の規定にあたる行為が刑法第二編第十四章の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條の規定による許可を受けないであへんを廃棄した者

二 第十五條第四項、第十九條第一項又は第三十六條第一項の規定に違反した者

三 第二十條(第三十七條において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、又は第四十一條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による届出にあたり、虚偽の届出をした者

第五十八條 第二十條(第三十七條において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第一項(第二十八條第四項又は第四十一條第四項において準用する場合を含む。)

二 第四十四條第一項若しくは第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十条 第二十四條第一項又は第二十五條第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項、第五十五條又は第五十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 第二十三條第一項若しくは第三項又は第二十七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

## 附則

## (施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

## (経過規定)

2 麻薬製造業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者であつて、この法律の施行の際現にあへん又ははけしがらを持しているものについては、この法律の施行の日から起算して五十日間は、第八條第一項及び第五項の規定を適用しない。

3 この法律の施行の際現にあへんを所持している麻薬製造業者又は麻薬研究者については、その現に所持しているあへんに関する限り、第八條第四項の規定を適用しない。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の麻薬取締法第十二條第二項の規定による許可を受けてけしを栽培している者は、第十二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項の者が採取したあへんについては、その収納代金の額は、第三十二條第二項の規定にかかわらず、厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによる。

6 第三十五條の規定は、この法律の施行の際現に国が所有しているあへんについては、適用しない。

## (麻薬取締法の一部改正)

7 麻薬取締法の一部を次のように改正する。

第二條第十五号中「麻薬原料植物」を「麻薬原料植物(けしを除く。以下同じ。)」に、「又は麻薬

を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に改め、同条第二号を第五号とし、以下第十八号までを順次三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 けし あへん法(昭和二十九年法律第 号)に規定するけしをいう。

三 あへん あへん法に規定するあへんをいう。

四 けしがら あへん法に規定するけしがらを用いる。

第三條第二項第八号中「又は麻薬を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に、同条第三項第二号中「若しくはあへん法(昭和二十三年法律第百二十四号)を、大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)若しくはあへん法」に、同項第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

第十二條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。

第十三條中「麻薬(前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)」を「麻薬(前条第一項及び第二項に規定する麻薬を除く。以下第十九条までにおいて同じ。)」に改める。

第二十條第一項中「麻薬」を「麻薬(第十二條第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)」に改める。

第二十一條第一項中「麻薬の品名」を「麻薬、あへん又はけしがらの品名」に改める。

第二十七條第三項中「麻薬の中毒者」を「麻薬又はあへんの中毒者」に改める。

第三十七條第二項中「記載」を「記載(麻薬製造業者にあつては、あへん法第三十九條第一項の規定による記載を含む。)」に改める。

第四十條第三項中「記載」を「記載(あへん法第三十九條第二項の規定による記載を含む。)」に改める。

第五十條第一項中「麻薬に中毒している」を「麻薬又はあへんに中毒している」に、「中毒している麻薬」を「麻薬に中毒している場合にあつては当該麻薬」に改める。

第五十四條第五項中「若しくは大麻取締法」を「大馬取締法若しくはあへん法」に、「麻薬中毒」を「麻薬若しくはあへんの中毒」に改める。

第六十二條を次のように改める。

(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)

第六十二條 同一人が二以上の麻薬営業者の免許を有する場合又は麻薬営業者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第六十五條第一項中「第十二條第二項」を「第十二條第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九條但書を削る。

第七十四條中「第六十五條第一項若しくは第二項」を「第六十五條」に改める。

別表中第一号を次のように改め、第二十四号中「含有する物」を「含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの」に改める。

一 ヨカ葉

8 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大馬取締法の一部改正)

9 大馬取締法の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に改める。

(医師法の一部改正)

10 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

11 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

12 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

13 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に、同項第六号中「麻薬取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」を「麻薬取締法(昭和二十八年法律第百二十四号)」に、「若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」に定める大麻」を「大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」に定める大麻若しくはあへん法(昭和二十九年法律第 号)に定めるけし、あへん若しくはけしがら」に改める。

(獣医師法の一部改正)

14 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

15 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第二号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

16 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に、同項第六号中「麻薬取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」を「麻薬取締法(昭和二十八年法律第百二十四号)」に、「若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」に定める大麻」を「大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」に定める大麻若しくはあへん法(昭和二十九年法律第 号)に定めるけし、あへん若しくはけしがら」に改める。

第二十四條第四号中「大麻取締法」の下に、「あへん法」を加える。

## 〔厚生省設置法の一部改正〕

17 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二 あへんの輸入、輸出、収納及び売渡、あへん末の輸入及び輸出並びにけしの栽培の許可及び許可の取消を行ふこと。

第十一号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 あへんの収納及び売渡を行ふ、並びにあへんに関する取締を行ふこと。

第三十七号中「及び大麻を、大麻及びあへん」に改める。

18 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十七号及び第七号第十六号中「アルコール」を「アルコール及びあへん」に改める。

## 〔上條愛一君登壇、拍手〕

○上條愛一君 只今上程せられました清掃法案及びあへん法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず清掃法案について申し上げます。

現在清掃事業の根拠法規たる汚物掃除法は明治三十三年に制定せられましたものでありまして、五十年後の今日の情勢に即応した清掃事業を行う上において、もはや十分にその機能を果たすことができなくなつたので、清掃事業の効率的な運営を図るため、新たに本法案が提出されたのであります。本法案の主たる内容は次の通りであります。第一は、清掃事業における市

町村、都道府県及び国の責務を明らかにすると共に、国民の積極的な協力に資する規定を設けたこととあります。第二は、清掃の対象となる汚物について、実態に即応して若干の変更を加えたこととあります。第三は、清掃の必要性の地域差を考慮し、特別清掃地域の制定を設けると共に、観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的に多数人の集合する地域については、期間を限つて季節的清掃地域の制定を設けたこととあります。第四は、特別清掃地域及び季節的清掃地域においては、汚物を投棄することを禁止すると共に、ふん尿は一定の方法によるものでなければ肥料として使用してはならないとしたこととあります。第五は、清掃施設に關し、し尿浄化槽、し尿消化槽の維持管理の基準を定め、これらによるふん尿の処理が不完全であると認めるときは、都道府県知事が必要な措置命令をすることができるとしたものであります。第六は、特別清掃地域内においては、市町村の作業の計画の運営に支障を及ぼすために、汚物取扱業は市町村長の許可を要することとしたこととあります。第七は、全国的に生活環境の清潔保持を図るため、公共の水域、一定の海域には、瀝りにふん尿を捨ててを禁止し、又大掃除の施行について規定をいたしました。

以上が政府提出案の要点であります。が、衆議院においては、技術的及び財政的援助、ふん尿の使用法の制限による農家への影響、汚物取扱業に対する許可制、特殊汚物の処理、清掃施設に対する補助並びに融資等について、大幅な修正が加えられたのであります。衆議院における修正の要旨は、第一に、清掃地域にあつては、業務上その他の事由で多量の汚物を排出する場合合には、当該経営者その他に対し、市町村長がその汚物を処分することを命じ得るようにしたのであります。第二には、清掃地域においては、市町村長が農業経営に支障のないように必要な施設を設置するよう責務規定を設けたこと。第三に、施設の整備を図り、災害時の清掃事業の徹底を図るため、国庫補助の規定を設けたこと。清掃施設の設置に要する資金を融通し得るべき国の責務を明らかにしたこととあります。

厚生委員会におきましては、政府案並びに衆議院修正点について慎重審議を重ねられましたが、更に農林委員会及び通産委員会から、修正若しくは要望等の申入れがありまして、環境衛生と農業経済又は企業関係との調整或いは清掃施設の整備に対する財政的裏付け等の諸問題、更に罰則に対する異議申立等については、特に熱心なる質疑検討が行われましたが、その詳細は、速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、堂審委員より、修正動議の提出がありました。その修正案の要旨は、一、市町村又は市町村長とあるのは、特別区の存する区域についてを明瞭にしたこと。二、多量の汚物又は特殊の汚物の処理に關する市町村長の違反命令に不服のある者は異議の申立をなし得ることとあります。又湯山委員よりは、本案に対する附帯決議の動議が提出されました。案文は次の通りであります。

附帯決議  
清掃事業の徹底を期するため、清掃施設の整備に對しては、昭和二十九年以降地方起債の増額を認むる等、資金融通の途を拡大すると共に、国庫補助の増額措置を講ずることを要する。

以上を以て討論を終結し、採決に入りましたところ、堂審委員提出の修正案及び湯山委員提出の附帯決議案は、全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く衆議院送付案も全会一致で可決せられました。よつて本案は、全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、あへん法案について申し上げます。明治三十三年に制定されました阿片法は、昭和二十年連合軍總司令部の覚書によつて、けしの栽培が禁止され、事実上死文化し、昭和二十三年麻薬取締法の制定に當つてこれが廃止せられ、今日に及んでおるのであります。あへんの国内保有量は逐次減少するに至りましたので、今後が輸入の途を講ずると共に、終戦直後禁止されましたけしの栽培を復活する必要があると見たのであります。又我が国は、一九五三年に調印された国際条約の要請に基づきまして、あへんの輸入、輸出、一手買取り及び売渡しの機能を国に専属せしめる義務も生ずることになりました。このため、この際、国民医療の万全を期するために、その適正な調整を図ることを相成つた次第であります。

本法案の主たる内容を申し上げますと、第一は、けしの栽培についてはあへんの生産計画及び取締上の観点から、栽培区域並びに栽培面積を指定し、栽培の経営能力等を有する者に栽培許可を与え、けし耕作者に對しては播種前における取納価格の公告、モルヒネ鑑定前の概算払及び災害補償等の制度を設けてあへんの生産を行わしむることとしたのであります。なお學術研究のため研究栽培者の制度も併せて考慮いたしております。第二は、国は、けし耕作者等の生産したあへんをすべて収納し、あへんの生産事情、輸入価格及びその他の経済事情等を考慮して適正な取納価格を定めることにいたしました。又収納したあへんは、輸入あへんと共に国が保有し、国内需給事情に即して適正な数量を麻薬製造業者に充渡し、医療用麻薬の適正な生産を期しております。第三は、あへんは医療上欠くべからざる麻薬原料であり、その半面に恐るべき有害作用がありますので、従来麻薬取締法に基いて行なつて来た取納と同様の取締をこのあへん法案においてもなすことにいたしましたのであります。特にけしの栽培、あへん、けしがら等の取扱に關し、新たな取締規定を整備すると共に、あへん監視員制度を設けたこととあります。

以上が本案の概要であります。が、厚生委員会におきましては、四回に亘り慎重審議が続けられ、あへん行政と取締関係等については熱心に質疑が行われましたが、その詳細につきましては、速記録を御覧願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、大谷委員より、本法の施行期日を五月一日に改め、大蔵省設置法の第七号第十七号を改めることの修正動議が提出せられました。

以上で討論を終結し、採決を行いましたところ、大谷委員の修正動議は、全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く衆議院送付案についても、全会一致を以て可決せられました。よつて本案は、全会一致、修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。委

員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第四、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)

以上、兩件を一括して、議題とすることに御異議ございませんか。

#### 〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事海野三朗君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年四月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「四年」を「六年」に、

「五年」を「七年」に改め、附則第六項中「五年」を「七年」に改める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件 右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年四月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條の規定に基き、鹿兒島県鹿兒島市に新たに神戸繊維製品検査所鹿兒島出張所を設置するの必要を生じたので、その設置に關し地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求める。

〔海野三朗君登壇、拍手〕 ○海野三朗君 只今議題となりました日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず、本改正案の内容について申し上げます。日本製鉄株式会社法廃止法、即ち現行法は、日本製鉄株式会社が企業再建整備法の規定による決定整備計画

面に従ひまして、昭和二十五年三月三十一日に解散し、清算事務に入りましたのに伴つて日本製鉄株式会社法を廃止すると共に、これに伴う経過措置を規定したものであります。本改正案は、現行法附則第五項及び第六項を改正いたしましたものであります。そこで現行法の当該規定を説明いたしますと次の通りでございます。

すでに廃止せられました日本製鉄株式会社法によりまして、いわゆる一般担保制の適用により、社債の発行に當つては、工場抵当法による工場財団を組成する必要がなかつたため、同社の資産につきましては、全く工場財団の組成に必要な措置が講ぜられなかつたので、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡、富士の両製鉄会社に対して工場財団組成のための猶予期間を設け、当初二年を限つて一般担保による社債の発行を許容し、その担保の効力及び当時の見返資金、今日の日本開

発銀行にかゝる担保の効力について三年を限つて認めて参つたのでありますが、その後諸般の事情から、昭和二十七年法律第九十一号を以て、おのの期限をそれ〃〃二年延長して今日に至つたのであります。本改正案は、これら社債の発行期限、社債の担保の効力及び日本開発銀行の貸付金にかゝる担保の効力等を、おの〃〃更に二年延長せんとするものであります。その理由には次の二点が挙げられるのであります。

第一点は、八幡、富士の両社の設備合理化計画の進捗に伴つて、一般担保の対象となる債務を急激に増加し、現行法に規定された本年八月五日の期限内に、この債務に見合う工場財団の組成完了が困難視されて参つたこととあります。第二点は、現行の工場財団

制度その他我が国の担保制度は、主として不動産抵当を中心とするもので、人的、物的の諸要素の総合されて活動している企業体に対する担保制度としては、不十分であり、且つ工場財団組成の手続は極めて複雑で、円滑な資金調達に要求には応じ得ない憾みのあるところから、政府においては、一般担保制度に關する一般法の制定について検討中でありましたが、漸くその成果を得る運びとなつて参りましたので、

今国会は無理としても、近き将来の国会に提出せられる予定になつておるものであります。同法が制定されれば、当然八幡、富士の両社に適用せられ、工場財団の組成の必要なく社債発行等が可能になつて参りますので、一般担保制度成立までの過渡的措置として、一応今回の処置をいたすことが妥當と認められたからであります。

以上を以て本改正案の内容及び提案の理由を申し上げます。なお、委員会における質疑応答につきまして、その詳細については速記録に譲るといたしまして、特に期限を延長した理由、政府の提出予定されている一般担保制度に關する問題及び鉄鋼政策一般の問題について、熱心なる質疑応答が行われたのであります。かくして質疑を終了し、討論に入りまして、

「本法案のこゝろくたび〃〃の期間を延長するのは、通商行政の見通しの不確定なる証左であるから、今後かかる事態を生ぜしめぬよう十分留意された」との意見の開陳があり、それ〃〃

賛成の意を表明したのであります。以上で討論を終り、採決を行いましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのであります。

#### 右、御報告申し上げます。(拍手)

次に、只今議題となりました地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件について、通商産業委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この内容は、件名の示すように繊維製品検査所の出張所を設けたいというのであります。繊維製品検査所は、輸出絹人絹織物の検査を実施している国の機関でありまして、京都ほか七カ所に本所が設置され、東京ほか二十カ所に支所及び出張所が設置されております。併し現在では鹿兒島地方には検査所が設置されておられませんので、同地方における輸出絹人絹織物の検査表示は、すべて神戸繊維製品検査所の福岡支所から出張して行なつていた実情であります。福岡市と鹿兒島市とは距離も遠く、而も昨今では鹿兒島地方における検査数量は、月を逐つて急激に増加して来ておりますので、検査申請者の便宜を図ると共に、業務の円滑、且つ迅速な遂行を図るために、鹿兒島市に神戸繊維製品検査所の出張所を設置する必要があるとし、その設置の承認を国会に求めて来たのであります。なお、この増設については、人員並びに経費の増加を伴わず、現行予算の範囲内で実施し得ることとなつております。

通商産業委員会においては、本件に關し慎重に審議いたし、鹿兒島港における輸出絹人絹織物の取扱高、その仕向地、或いは何故に産地で検査を行わずに、積出港で検査を受けなければなら

らないのかなどについて質疑が重ねられましたが、その詳細は、速記録を御覧願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、天田委員より、「従来鹿島までの出張検査は、委託出張規則に基づいて出張検査員の旅費を業者に負担せしめていたことであるが、かかることは業者にとつては過重負担となり、厳正なる検査の履行に支障を来たすきらいがあるから、成るべくかかる事態のなくなるよう配慮すべきである。又検査所の業務を簡素化して、検査技術者が本来の職務に専念できるように監督すべきである。」と附言して、賛成の旨発言がなされました。三輪委員から、「輸出貿易の拠点となるべき他の開港場より、貿易に關連し検査所設置の希望がある場合は、事情を考慮して検討すべきである。又、輸出検査に当つては、我が國輸出品の価値を維持向上させるよう厳重に実施すべきである。」と要望して、賛成意見の開陳がなされました。

討論を終局し、採決に入りましたところ、全会一致を以て、原案通り承認すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

先ず、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て承認することに決しました。

○本日(河井彌八君) 議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午後零時四十三分散会

○本日の會議に付した事件  
一、議員の請願  
一、肥料問題に關する緊急質問  
一、第十次造船計画に關する緊急質問

問  
一、日程第一 清掃法案  
一、日程第二 あへん法案  
一、日程第三 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案  
一、日程第四 地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君  
副議長 重宗 雄三君

議員  
河野 謙三君 小林 武治君  
小川 政夫君 北 勝太郎君  
加藤 正人君 片柳 眞吉君  
楠見 義男君 奥 むねお君  
飯島連次郎君 加賀山之雄君  
赤木 正雄君 山川 良一君  
森田 義衛君 宮城タマヨ君  
三木與吉郎君 三浦 辰雄君  
前田 久吉君 廣瀬 久忠君

後藤 文夫君 野田 俊作君  
西田 隆男君 中山 福藏君  
豊田 雅孝君 常岡 一郎君  
土田國太郎君 田村 文吉君  
館 哲二君 竹下 豐次君  
高橋 道男君 杉山 昌作君  
新谷實三郎君 島村 軍次君  
白井 勇君 横川 信夫君  
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君  
高野 一夫君 西川弥平治君  
石井 桂君 岡根 久藏君  
川口爲之助君 吉田 萬次君  
酒井 利雄君 佐藤清一郎君  
森田 豊壽君 宮本 邦彦君  
長島 銀藏君 宮田 重文君  
大矢半次郎君 石川 榮一君  
岡崎 眞一君 石原幹市郎君  
植竹 春彦君 岡田 信次君  
松岡 平市君 大谷 盛綱君  
一松 政二君 西郷吉之助君  
中川 幸平君 左藤 義詮君  
寺尾 豊君 中川 以良君  
山縣 勝見君 吉野 信次君  
津島 壽一君 青木 一男君  
古池 信三君 伊能繁次郎君  
横山 フク君 宮澤 喜一君  
小澤久太郎君 重政 廣徳君  
藤野 繁雄君 木内 四郎君  
入交 太藏君 雨森 常夫君  
仁田 竹一君 高橋進太郎君  
永岡 光治君 松平 勇雄君  
郡 祐一君 上原 正吉君  
小野 義夫君 山本 米治君  
平井 太郎君 三輪 貞治君  
白波瀬米吉君 堀 末治君  
島津 忠彦君 池田宇右衛門君  
小林 英三君 湯山 勇君  
石坂 豊一君 黒川 武雄君  
岩沢 忠恭君 井上 知治君  
秋山 長造君 内村 清次君  
阿具根 登君

海野 三朗君 大倉 精一君  
河合 義一君 龜田 得治君  
成瀬 幡治君 小林 亦治君  
重盛 壽治君 江田 三郎君  
小林 孝平君 久保 等君  
堂森 芳夫君 矢嶋 三義君  
田中 一君 栗山 良夫君  
藤原 道子君 小笠原三男君  
菊川 孝夫君 若木 勝藏君  
天田 勝正君 松本治一郎君  
中田 吉雄君 三橋八次郎君  
千葉 信君 羽生 三三君  
三木 治朗君 東 隆君  
石川 清一君 最上 英子君  
松浦 定義君 松浦 清一君  
武蔵 常介君 八木 秀次君  
加藤シヅエ君 井村 徳二君  
八木 幸吉君 鈴木 一君  
加瀬 完君 千田 正君  
松澤 兼人君 上條 愛一君  
有馬 英二君 堀木 鐵三君  
笹森 順造君 菊田 七平君  
長谷部ひろ君 木村福八郎君  
相馬 助治君 村尾 重雄君  
棚橋 小虎君 苦米地義三君

國務大臣  
法務大臣 大藏 健君  
農林大臣 小笠原三九郎君  
通商産業大臣 保利 茂君  
運輸大臣 愛知 揆一君  
國務大臣 石井光次郎君  
小坂善太郎君  
緒方 竹虎君

政府委員  
厚生政務次官 中山 マサ君  
通商産業政務次官 古池 信三君  
通商産業大臣官房長 岩武 昭彦君  
運輸省海運局長 岡田 修一君

参議院會議録第二十八号正誤  
頁 段 行 誤 正  
三 終 考へまする 考へまする  
二 考へまする 考へまする  
三 常岡委員 常岡議員

参議院會議録第二十九号正誤  
頁 段 行 誤 正  
五 二 一九〇年頃 一九〇〇年頃  
三 六 做つて 做つて

参議院會議録第三十号正誤  
六〇六頁一段終りから二行目の前に左の一行を加えるの誤  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

参議院會議録第三十二号正誤  
頁 段 行 誤 正  
六 終 万場一致 満場一致